

中広川保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 中広川福祉会
所在地	福岡県八女郡広川町新代864
電話番号	0943-32-4850
代表者氏名	理事長 蒲池 承英

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	中広川保育園
施設の所在地	福岡県八女郡広川町新代864
連絡先	電話番号 0943-32-4850 FAX 0943-32-2948
管理者	園長 蒲池 度
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	昭和24年 4月 1日
事業所番号	

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,645.22 m ²
	園庭	750.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造 平屋建
	延べ面積	1,098.40 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組
ほふく室	1室	あひる組
保育室	4室	うさぎ組(満2歳児クラス), りす組(満3歳児クラス), きりん組(満4歳児クラス), らいおん組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	人数	備考
園長	1名	
主任保育士	1名	
副主任保育士	1名	
保育士	14名以上	
管理栄養士	1名	
調理員		
事務員		

※ 当園では、「広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年広川町条例第22号。以下「条例」という。)」に定める基準の員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	
主任保育士	勤務時間帯(8:00~17:00)
保育士	勤務時間帯(8:00~17:00) (7:30~16:30)
管理栄養士	勤務時間帯(8:30~12:30)
調理員	勤務時間帯(8:00~17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

基本的に園児の送迎は保護者の責任においてお願いします。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時45分頃	15時頃	
1歳児	11時頃	15時頃	
2歳児	11時頃	15時頃	
3歳児	11時頃	15時頃	
4歳児	11時頃	15時頃	
5歳児	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

0歳児・1歳児・2歳児については、支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

3歳児・4歳児・5歳児については、令和1年10月1日より保育料は無償となっております。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別紙1**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始と終了に関する事項

①利用の開始について

当保育園では、広川町の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

②利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	横田医院
医 院 長 名	吉田 輝久
所 在 地	八女郡広川町新代1428-94
電 話 番 号	0943-32-1115

(2) 歯科

医療機関の名称	ユアーズ矯正歯科
医 院 長 名	久保田 隆朗
所 在 地	八女市本村378-6
電 話 番 号	0943-25-6057

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する健康カードに記載する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 蒲池 度, 中村 枝利子	
	・ご利用時間 8:30～ 17:00	
第三者委員	・電話番号 0943-32-4850	
	F A X 0943-32-2948	
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください		
第三者委員	大石富岳	tel 0942-52-4257
	安藤嘉紘	tel 092-985-8576

※その他の機関	〒816-0804 春日市原町3丁目1-7 福岡県運営適正化委員会 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会内) Tel 092-915-3511 Fax 092-584-3354
---------	--

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連保険制度、日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	保育園賠償責任保険・保育者賠償責任特約

1.6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内(駐車場を含む)はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.7 虐待の防止のための措置

当園は，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1.8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

別紙1 利用者負担金

- 1 全員が対象となるもの
特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由 及び目的	金額
2号認定の子ども に係る給食費	保育園運営費に含まれていない ため	月額 5,500円 (ただし、副食費免除児は 月額1,000円)
遠足などに係る交 通費※	公共交通機関(地下鉄, バス等) その他移動手段に要する経費	実際に要した経費(実費)

※ 例

- ・バス遠足や年長児行事に係る費用

- 2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

- (1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

1回(30分)あたり 150円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

1回(30分)あたり 150円

- ※ 当園は, 上記費用の支払を受けた場合は, 領収証を交付いたします。